平成２８年（フ）第２号
北海道小樽市新光１丁目１番２―304号　ザグランベイズ、前住所北海道小樽市新光１丁目32番11号
債務者　中村　亜紀
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１号
岩手県北上市里分６地割102番地５
債務者　高橋　広人
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２号
岩手県花巻市西大通り２丁目10番18号　デマンドセンヨー105号、旧住所岩手県花巻市高木第10地割308番地２
債務者　熊谷　利江
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２５３号
長野県安曇野市三郷明盛3731番地６
債務者　渡邊　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５９０号
熊本市東区健軍２丁目24番30号　ロイヤルコープＡＹ502
債務者　俣野　淳一
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
山口県美祢市伊佐町奥万倉2077番地、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作1014番地１シャーメゾン・ドラジェＡ棟101号
債務者　澁谷　暢久
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４号
北海道苫小牧市字樽前234番地の４　道央佐藤病院
債務者　辻屋　宣佳
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川中島町２番16号
債務者　後藤　和美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番31番地３
債務者　板垣すみえ
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
三重県津市南丸之内12番４号
債務者　洲崎　秀司
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０５号
三重県津市南丸之内12番４号
債務者　洲崎眞里子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６０号
滋賀県彦根市外町108番地14（Ｂ―201号）、前住所滋賀県彦根市鳥居本町1281番地（２―202号）
債務者　森下　正人
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３号
滋賀県東近江市東本町５番７号ガーデンスクウェア八日市221号室、住民票上の住所滋賀県東近江市林田町1276番地　オーク　208号室
債務者　古木　芳伸
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１号
神戸市長田区西尻池町２丁目３番６号フォレストⅠ202号
債務者　藤本　　遊
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目379番地　志染団地10号棟105号
債務者　伊達　信之
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目15番18―301号、前住所兵庫県伊丹市中野西３―27　レオネクスト桜台106号
債務者　温井　孝政
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
兵庫県宝塚市泉町22番23号　島上マンション北棟１―Ｂ
債務者　**真**枚　實也
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係